大岡政談

村井長菴調合机

六編 三

元岡緻太郎編輯

873
へ14
873
18

特
へ14
873
18

へ14
873
18

大岡政談 村井長菴調合机巻之十八

東京 元岡維則編次

十三

第廿三回 府尹の仁智金雞舊主に返る

長菴は渡の悪事を聞くに白状なりけるまで大岡忠相に向ひ、

只後方なるべくも手を方こへ人なる手を郎と殺せ〜と八蜘蛛を逃し難〜海

ぶ勇ひ文〜姫名乃事歴又何者ろ小見の家結妻ろ。文字と書付

けり〜事ろ。多年伊勢屋に奉公をなさせ〜勤勉の次第をなさ最

前より傍にありて聞居たる。富沢町乃甲州屋千之助ハ新六
が申立乃事歴を聞よりも頻りに膝をすゝめ進みしく驚きしが
稍ありて久八が面をうち詠め。終に大岡殿に向つて膝進ミに助命乃
願ひを上たり。其ハ久八が親ある由を知りながら叱つて宣ひけるハ
久八が助命の願ひハ成らぬ。平生に忠義を尽せし事ありとも眼
前主人乃伜千太郎を殺したる主殺ハ国法ハ断事成らぬ。論等
町人なる故に御定法乃道を示すべし。傍らの者も申立る様ハ久
八ハ我子の如くなりしが、其事を得ざる我ひなりと仰らる。
千之助程も面を揚げ。抑久八とる千太郎とハ兄弟にして
を来らめ涙く又助命を乞ぬ因る是を聞て再び叱しるか御千

之助。狂気為しに、誰ぞや。看留も会さるものゝを申しぞ千太郎と久八
とハ兄弟と云ふハ何を以て是を知る。其ことを申上よと問せらる。千
之助謹で述る様ハ元僕三冊屋川にて捨子為し兄弟なり只今彩
云が申立あく。始めて其捨子乃我子なるを知申たり。抑御附立
郷田彩寺町なる本覚院の住僧。僕恩を受しるなりて救田安加
なし。此間其僧乃語りに三冊屋川にて捨子を見し。ゆゑの裏
に其子の文字を書記しと示さる。其后同月同日にて我子に
相違なきるを承て…正に違ふ事なき様
が捨し子にて、ひ。主殺を若ぜんと捨る因縁もなくて承知
在山をく妻ハ病死させ。浮汁乃腑縁者を便りに江戸

へさまよひ来り途中銀銭に迫り。為すべき術なくして男児を拉し長掛帰り。一伍四十を上ず。全く僕の長男に市迷者き儕。漸やく初七日あり。為く稽古科を乃ち。偏に仏恩乃ち所置を彩ひ。迷ひ大いに叱り。安ず励不埒なる奴かな。汝ぞ如き者あるべ。何るも法と兵へ。者等の仮を手と為ること学べかり。抑抑人容易かるべき大罪なるぞ。然るを其罪を恐れずして助命を乞ふ。畢竟なる郎が勇ん久八が恩を報ぜんとして。彩も作り拵へ事を構へるべ。ふと欺んとする限不届千万かりと。熟らす助ぶ容貌を見るぞ。お眼に涙ぞと深免。悪奴なる体。さしも頑明乃岡ぶ。

如迫く甚実あると推し久八。図ぐずりき拉ての因縁今日は変ず。しかんみん。強ふ久八に恩を謝し千右郎今久八を主刑ひ。しかして千右郎ぶ生く迷るいと。仁を以く政を成さん。云乃ち紙憐み者なる者ろ。る情己に拒作ぶ。何るの手へと。久八を助け迷ひさんくのと。深仁ある平云まわく作せ。極拉子いく実の悔とする。昔日のるものを更く。元とする者ぞ。右等のるを拉ぶ子ぶ伊惣屋五郎ぶ嘗子ぶ。一通り吟味為すべきる細ぶり。歩まに宝物ぶ。市人の品乃と盗を孔。知らんで身ぶを宝む可きるに非ず。強く巨富の術へと拉する者。拉女性ひを為ぶ十年と好んで深姫に為。長ぶ。嘗ること。

大星玄
久八
平岩次右ヱ門

大岡公
多福の無海
城内の騒乱を
可否と議し

五三郎に連れ来せしに有まじ。商人の行方を見届けしと云ふこと
雲子に乱暴なすべき約束なく。左程日数掛て連て来る迄中を絶ざるうち
なる時なれば。左程の事なれば侍輩にしては。まさかの人の虜なりて
有べく。深く五三郎に問れ。汝五三郎山の庵主を推量せし愛相
連有まじと問せり。五三郎千之助の方へ行て仁心と密談し。ソト
平伏なし。庵主の方推察仕る連て来るべし。今と云て立帰り
しが全く心得違ひなく。此段如何人なりまうすこと。大岡公又五三
郎に御申せらるべし。其方行方を尋ねて連て来るべし。藤
兵衛答なるべきやうなく。能く考へて。連いざる愛と申すこと。
五三郎夫婦に悟り。仕せの如く千之助に仕向仕る

しなれども。其まで可き心得なく。是等の中と父千之助に通じ。まづ身を
立めざる内是まで或は雲子。或は群衆ごとに中なり。是に出て思いなど
雲子と中と云ふ。義は濃く為入ひとと云ふ。如金和
連れきやと。中と云ふ連れなりなるべし。是まで作せ渡され。
此に於て久八岡云が任意の中に行方知れず。御の大罪
と免れたり。已に其場の修行をなく分解り。殘る所の五郎を服
のる件。雲子紙ぐ金雖の一條のみ。久八命を一同の考長廉を
退らるべきなり。是より中と大岡云命を下して。甲州八日市場乃
農夫廉平。湯浴中自に任せる渡合商逸義の二個と云ふ
なり。廉平を方に聞く到に問みるべし。先き逸義と云ふ

に逸蔵ハ何事かありしと急ぎ宿をたち出て南の廳に赴き白洲に
出ければ大岡公則ち長蔵が白状の趣きを以て一應吟味し給ひ
逸蔵驚きたる大方ならず。恐る／＼顔を揚て述る様ハ僕左ある男の
居たる義少しも知らず。村井長蔵家に居りし怨みの趣さへ申す印
今金の入用あるまで濟物に賣拂ひ渡世と申れ僕り元より商賣なれ
ば地金の値因ふなどを改め志七千五今に買取り仆其御濟さんと思
ひしなれども手作精密にして流石に惜く又何時にても求めし金高
ほど成る物と知り此人だに手作家に秘め置て是なりと何とかなして
き大岡公聞きて明日持参すべしと命ぜられたり白洲を退て
逸蔵宿へ歸るより限りなく次の日になりて途方なく自ら金雞を

携へて同役より府廳へ赴きぬ。此日大岡公猩々と宿内の長蔵と三度
とを呼出され逸蔵を銜合し糺させらるに。賣買為しする聊もそ
逆つける逸蔵が持出し金雞長蔵猩八の二個にて展見さしめらる。
絡るき変わるき其の品物くして口を揃へて言に逸蔵が情実を糺
しかふに長蔵が悪伎倆に組せし者にもあらず斯る故五品ハ人知
らずして実紀したり公居役に思ひたまへども法則ハ動ず變して。
則ち定律に照し。金雞一具を取上あり。彩て二三日を経て八日市場
の農塵平東都へ着し。馬喰町の旅店に宿をとり。岡公が廳に
出ければ公ハ三次が告る混乱を以て吟味成しもの絵形を見て
醜老一口人に賣渡しけるを覚へ有るやと問ひ給ひしが塵平申上るハ。僕

聚栄堂蔵版

怪に思へ有り。遥し心地三年の春に成く有し。昔日見知りたる三河
三州へ郡さし廻り通ると。僕ぐの宿と定寄り路銭と尽きて難渋
の由とや。服部一口を出しく。何方へ参し奉吳よくの程。気の毒の
に思ひ。宿内へ泊まる沸助と云る者り周旋し直四間と貸渡して。
甚人々語こ様く遠しいと遠く変いなぜく云上まで大岡さに於
て二様と引合されし事数有る服部の頭末を詳に聞て又
同宿内乃沸助に麿平より賞求めし服部を所持して府廳へ参
べ可きる命を下しなる。沸助へ詮方なくも旅行の用意あし行を携
て道と急ぎ恩地江戸へ到着して馬喰町に至り。麿平が止宿せ
し宿屋に入て同じく止宿所と定め。麿平に逢て何々の訳べく。

逢て二人を呼出しなる。同。麿平に孫に対し最も気の毒か
るる乃出来しなり。只外貴殿しなる国郷乃服部子細有る品ゆく元
盜に物。悪根縛きと一しなり。沸助と白状しく件の一刀の有所を
味あり。聞るべき。大九国郷の服部方に九上の五角向成らん面目次
出も安き事なると物語る。沸助へ大いく怒。他の人の排和と
少し故に是等の輩乃有るんるを恐と引合る仰りに兼く浅を
押なり。和成光へも有るべし我農業とる廻き旅費を送り。我身の
こなるべき。左様の人へも渡り為る。紙合の人々にも来る郷
刺へに求める服部を九とてらるる情をきるに非ず。和成を勧め
異志一般なりと怒る。麿平が同じく恋生て非ずとも。

彩る雜の事も是皆天命なり。然しかるに浅吉が乃ち
綱を多種の命に求めしかども。存命なくして人にもあり。
買ふらんと云人出しかども中々に其の値段に成て
し彩の買元をうく。也安く賣れども。彩を授ける者を
しかるに。喜兵衛に賣れ代の人命を利潤あるんとまぐ云しかども。
我いかく偽れされ幾程ありとなく周旋とあるい其の初め利潤に
めしうぐ。如何に慈とはく買ふらんと。買ふ人しかり兎角人命のことを濟んとて。
出ずと雖しかども人は是等の災事はく打ち命を惜まずんば命の外へ出る
時はあるは。彩を買ふ者は彩ふ者の十分や二分なるべきも也も痛とあるべ
非ずと雖へども人はくを出ずを出ずく浅助心中大いに怪り浅は陸々浅原

も為さり。元は浅助地より来りし者にて。若き時より一心
命を賭する事を絶法。其客番なる事云ん方なく。其民の是
元を拾りて。拾物の易き品物のことを思ひ。其等の心思ある
し事なく。浅は拾物の命を他へ出して田畑を買求め。其子の
為業なく。浅は拾物の命を他へ出して田畑を買求め。其子の
成長り。其妻は乃ち人を密に怪むる方なくして。第一浅は養
せし。紀命の家人等。面白きことの出来り。古物なく上高中は浅助
に種々乃ち散成させんなりと云命。一日を経て。養町の張屋に到る
かりの買は心組をなく浅助は膳を消し。其妻乃ち人を
斯の家人情の命上成さんとて。只仕組とせんと。何の者へも濟出
ぬ。なく雇ふの西中より。浅助は組命の人を以て廣平と行連を

早速ち市中に出で大岡殿を探見し、砂利の上に跪まべ云ハ一通り
以来を述げ、中村なる服を実めく指示成しつゝ早く帰れ、
と作せあり。沸風瞞んで汝の一刀を奪ひ、
長崎奉行の二個に服者の磨見と成さしめ、名を見て
出品に連れ、云々に於て故なく沸風に置
一時の法を問ひ、沸風恐れ述ぶる様は、
塵平僕ら汝へ様子を求めしと云ふ。
壺を問に最易し。且ある者の周旋
なり。聊の事連れ来ると言へまつり、
已乃者の周旋なる品の出新を乞べし。其者云く。

此の品現に其に在り賊長崎奉行乃ち
ある者に渡長崎奉行の有と云へり。他の者に買ハ志めんとして黒さ
物に指示一三次ぎ個の汁ひを
品なり。律に照し品を取り守ぞ
人を殺ハ盲く三次と云ひ、元より若し女性の者なるを
ありつゝんに元等の者乃漂泊。
成さぬ人を用旋為し限甚ぎ
二人の者を退ぞ。長崎に実係の
偽の宮崎村なる宮松に人を
報知有り。宮崎村に

事乃清稽儀に有りんと安きこころも無く。先づ元番より紹介乃
義後次に商儀成せが才智ある大ひ宇治拾と術。
められ是まぐ一つの不忠ものあるを乃虚ぬ中とて驚くるかまの。
安心まぐ。さりながら云のるか家和を山い雑儀あり人見るも
なりと云藤り始めく出ぐ心怖てと云語質對者知今ものと云
出ま拙ぐ。云の中疑ひを受るるもとより生せん中ひて番猿衆
拙に出者。実驚ふる品を有り又和まが狂へて受。数の世界と
ても為物て義い謝せぎんを是義理を厭へ我序に出るも方付け
云の中用も和に宿り海道ん迷く出ぐ。存せるるく先
実に云故宇治拾い只管に出既び。和度代りと勧め下さ。吾御

安堵。此ところまでと意を代理を義後次に粧へ。自狂へ人の謝物。
数品を拙来り多減。為けまが義後次に。
支度を拵へ組合の農夫一名を勝く宮崎村を発ち。弥にも道路
とあぐ日ありまを。とあ知に為せが先づ麹町に動きて狂へが家
を訪ひ数面。昔日宇治拾が狂て世界に恩を云謝。拵へ
種を乃音物宇治拾が言葉をて良。め。就て云り覆命をく
宇治拾が代理して第為せ。由を述狂へが。立て有りめべ。
和度も宇治拾り大凡を少。彼の人金雑乃音物
を欺祈り奪つる。奸賊の長階茶り国業の三次と云る悪拵以度
を。捕まり。長階を物を術り乱れる事。自ら白状せ。

大岡政談卷之十
十一
長栄堂蔵版
長沸助
廣平
百姓町の
猛廣と廣
平沸助を
始終を

大岡政談卷之十
十二
組合農

によりて吾縁も疎く引合に呼出されたり。然らずば他の為る件にハ非ハ無益
きなれバ我家に止宿有てあるを満せ給へかしと云ぬ藤蔵次郎
限りなく喜悦び我後我に二個が止宿を申しあらハ甚だ都合宜
かりあらず其の趣きを告げんとて由中に府庁へ出居けるを
せり。大岡公ハ宇治松が代理乃者到着為しを知りなより已に呼
乃事件落着乃期にありけれバ一日関係合一統の者共を喚より
並ぶ呼び出されし先始めに藤蔵次を引出されて向ふ様ハ宇治松
病と有て縁者たる甚方代理致し罷出し段ハ少屈なり然らば宇
治松が為る件に付何事も更對成るや又如何為る縁續なるや詳らかに
申せと有り。藤蔵次謹で述る様ハ僕れハ宇治松が母の兄にて当人国継の

後一身を国元へ引取潰れたる父の家を立しめ弟を世話致す別して
後見を致し居ゆゑ何事も僕れに作せらるべし。縁合ハ伯父甥の續
合なりと言されて公宣く然らバ汝ハ一見せしことある品なり是を知りしか
とて金雞乃置物を見出して展見せしに藤蔵次熟く見て此の
金鶏ハ僕れ兼て存ずる宇治松が父心を籠て拵へ当家に差出し全
無縁乃雞なく候と一言も申さず只何も吃りて宇治こそ其の国の宝家へ
下雞棚に置物に添えてあるハ浪改なり。只刀剣乃様なるにの二品ある事を
救ひ何ぞ難民の不宥物となる全く細工品の品物有る由宥らん主人欲きに全く焼
附の雞く改むる眼力まで有らざるを今一度改めさせ給はらんと藤蔵
次ハ重ね重ね願ひ。コハ斎部が鉢物にて宇治松に申し呉れたる本尊に

て釣ハ作せらるゝ。と知恩院けば顔と垂く平伏して及ぶ者
を改め見てこれに呼び出し厳密に述べ。誰く見聞せるに
ゆ術基の地を尋ねく呼び合を始とうへ僕が濡衣乃得まり。此
段恐入りまるると言ふ。そこ方ども。誠て作せらるゝハ
此段四書陰謀の筋ゆへ追ふ事に及ぶ。私
を欺むて。そこ物を略奪ふ。偽物ハ自然に及びけり。品物ハ
と稱夫を相紀しに文置物の持主人金ゆ字次私に出強かるに依
り糾明の恩を以て當人に廉一達せ。そ方性に聞元一件逆
り。乃ち文字次私に相渡せ。べ。若偽人ゆ字姪へも者の証き恐
得ると信せ有つゝ。金雑ゆ歳次へ言渡しけり

第卅四回　明断終つゝ尹公賞罰を決む

決断漸やゝ必に終りけるもぞ則ち善惡の二種。賞譽刑罰乃輕
重尽くゝ是を言ふ。その偽目左のおとゝ

申渡

願人　男　津

其方ゆ預出し目安を孔潤山ゆ実相違有之。水年夫の寃
枉を訴き貞節と寄り男道を助て養育に及び孝立陰神ゆ
出後恩義長為自然と及び。罪しゆ然わるゝ身夫道士帝ゝ罪
科ゆゝ赦さを逃薦ゝ成程を高。幼ち五ハ慶義ゝて白銀二枚取

らせ遣さ者あり

同人長男　道の助

其方義、実父道十郎宰死し後母し養育を受進て成長に及び出処
母し孝を尽し一族五且其幼弱に付、終日撞木等渡し
活計を助け候孝心に付奇特の事に候に付褒美として
金百拾貫文遣らせ遣はすものなり

元亡鍋屋庄兵衛法名十内娘女　そよ

其方義成長し後実父し寃屈を歎き神魂を撞き確證を以て出
候孝心に付奇特の事に候に付褒美として金百十貫文遣らせ遣はすもの也

元道十郎召使　真平

其方義、道十郎に媒妁人し間柄を以て同人聚居みつ乃に駆し二名
と懸血戦し数度苦迫を救ひ且母に対し自養と感じ城地し捜索
遍く尼崎と迷ひ力衆と縄へ候奇特に付て褒賞として
金百銀二枚遣らせ遣はす者也

小橋村住居　徳永左一郎

其方義、道十郎に媒妁人し間柄を以て同人聚居みつ乃に駆し二名
と懸血戦し数度苦迫を救ひ且母に対し自養と感じ城地し捜索
遍く尼崎と迷ひ力衆と縄へ候奇特に付て褒賞として
金百銀二枚遣らせ遣はす者也

其方共ゟ人撃剣ゝ所、諸岡十内ゝ養女そよ、実父長十郎ゝ寛
屈を恐き、戒法探尋ゝ志を立、
に長刀殺法奇特ゝる事、偽之儀置

同　遠山勝吉

仙昌庵南店　忠兵衛

其方義、九年以前赤羽根橋に於て、村井長庵ゝ遠ひ怪義を
一覧致ゝ、其道十郎分ゝ実り情実早速に出訴致ゝ可の処、依
なく、後年ゝ及び、僧人ゝ出仕居ゝ、長庵ゝ恨を懐ゝ、
の実ゝ段々仕ゝ、僧中ゝ方も有ゝ、且投水為ゝ
者を助け、加之実ゝ正世話ゝ、段も有ゝ、
懐慈を以て構ひ無し

濱草橋井町林島屋
元恵寺妻　ゆき

其方義、村井長庵ゝ、僧ゝ依り、懇ゝ及び、
僧覚有ゝ、実ゝ恐ゝ、
信州松代在宮御村農ゝ次松代住
義藤次

其方義、麹町二丁目商狂八の家ゝ上宿中、村井長庵と懇ゝ、
所持ゝ、雑の品、一個貴殿ゝ、
一種不慮ゝ、戦争ゝ、遊び、高料の品の面長刀ゝ、

を後所持し置物僧今の換りに出流れ銭右八今度長崎稽古の為
トーヲ有之捕縛の上罪言の吟味に及ひ糸賜の沙汰の趣
宿長屋に好謀り出で偽形の置物奪略致し責拷ひ有之
偽て書節の品物八思召より取揚に成旦そこ方の手慣れ有之
資本に自由なる事を笑ひ出流通之雑く投水し死と宣しとて
迫り申候実に申も恐入候旨申聞候
雑の際屋出ざる時八多数捕さまと申通者人と唐物之地
也

湯島六丁目地借　清令湿南　逸　蔵

甚方義に先年長崎より雑の蒲鉾一個を買元右の手品言伝
珍品所持人の身分に不相当の深疑有之偽に品の吟味等も等と
捜索を遂ぐ其義に取り不成に成り屏居に罪求めに陸奥屋
の事に今般長崎奉行の巨細自然に付て蒲鉾の如同類
ふも見出く金に市の品に心付出で見元に付右品為
ハ色と過料に賞文中付る者の地

麹町二丁目地借　輕八

甚方義伝世宮崎村に農夫宅松を出流に其物りの実明細に屋出可申
松詐りの服者一腰賊雑に逆ひ
手後者に品屋に偽に元度吐り
異八日市場弱農　麿平

其方儀ハ無宿三次と相謀り又同宿農沸助と申者へ脇差一腰を
金四両ニ売渡し右三次ハ好織村井長緒と同道ニ罷在金銀奪取候
取ニ及び捕縛ニ相成候處其一刀ハ同類之織婦宗吉と申者悪家主卯
と申者の所持ニ候處其方ニ有之其方同類ニ無之段ハ相分り追々三次
ハ縫苦ニ相知りたるもの之悪所の悪徳なる者より始知ニ而相成
候て不届ニ付周旋する迄断罪国払可被之處一時ノ情実ニ而差免候と
扱ひ江戸払申付る者也

同国同郡農　沸　助

其方儀脇差一腰を宿内ニ而摩ニ手より金四両ニ買求め其後
脇差ハ無宿三次と申者掠取り其後今般同人悪事の露顕ニ而捕縛の上

厳重ニ相糺し處右脇差同類之知堂と申者小松之町立住永太郎
より申請けの紛失の儀ニ而手前取扱不申者也

新吉原江戸町二丁目茶屋代理　文　七

其方儀先年右物ヘ遣ひ宗み市三郎の人手に参り相達候へ共安
とみ市右山分八ハ同人ニ個ハ村井長倉宿と沢と申合せ拘引方賃銭
しのと勝ニ見元請人等不相調へ並抱遊女江限不差出等ハ年季
勤めさせのら入籍候事不届之次第也海し同人の主人又
十三歳之節迄身柄相渡し済し迷惑可致右見元不調法無断知之遣
料二貫文申付る者也

新吉原江戸町二丁目遊女屋抱遊女

其方共儀人中藏中渡申通り。小夜衣八年年季の出奉公致し
外方へ引移り。丁山八母助へ引渡申候。尤此心得方致すべき
者共世話いたし遣申すべきの也

小夜衣
丁山

割草店
丹助

其方儀十三歳に成候迄預り置。丁山儀十五歳に成候迄
當世話いたし遣申すべきの也

大岡越前守政談

村井長菴調合記卷之十八終